

権利擁護や後見制度の推進（回答）

社会福祉法人南風会
常務理事 山下 望

権利擁護：「権利擁護」の語源は「アドヴォカシー」という英語で、それは、（主張を蔑ろにされがちな）本人の意思を代弁する社会的活動、といった意味です。

Q1. 青梅市の想定する「アドヴォカシー」が必要になる人数はどのくらい想定しているか？

Q2. そのうちで、日常生活自立支援事業で対応出来る人はどのくらいを想定しているのか

Q1.2 市民全員に対して調査をしていないため把握しておりませんが、別添資料の方々が主な対象者の母体となる想定をしています。

Q3. 成年後見制度以外の制度を周知する機会は設けるのか？

個々の制度の周知を行っておりますが、浸透していない状況もあるため、周知方法については検討が必要と考えています。

なお、来年度は計画の周知も含め座談会等も予定しており、機会を捉えて周知を図っていきたいと考えております。

Q4. 成年後見制度の利用を必要としている人で家族や第三者後見を使える人はどのくらいいるのか？

現在、把握しておらず課題であると認識しております。

Q5. 青梅社協の法人後見で対応出来る人数はどのくらいいるのか？

（法人後見を行う法人は、他になかなかいないと思われる。各福祉法人とも余裕がないと思う。）

国等から明確な基準等を示されていませんが、社協に確認したところ職員の経験年数や人数、ケースの困難度などにもよるので、具体的な人数はなんとも言えませんが、社協の説明では現状では20名程度が限界とのことです。

Q6. 市民後見人を希望し、低額で協力してくれる人がいることが想定されますか？（かなり、上手にアピールしたり、お金を掛けたりしないと集まらないと思います。）

費用については課題であると認識しているため、実施にあたっては、他市の状況等を調査したうえで、決めていく必要があると考えております。

①広報機能・相談窓口は、各センターに置く予定のCSWにお願いするといいいですね。

②後見人の養成及び活用支援

成年後見制度は、高齢者にとっては、いいと思いますが、障害者は、20歳（18歳かも？）から死ぬまでずっと必要になります。家族がやってくれるか、安価な市民後見人がやらないと、何かサービスを使いながら暮らしたら、年金だけでは足りません。後見制度をなるべく使わない方法が必要となります。

例）「財産管理等委任契約」とか「死後事務委任契約」などが使える制度では無いでしょうか？

③地域連携ネットワークの構築も各センターに置く予定のCSWにお願いするといいいですね。